

令和5年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業
業務委託 仕様書

1 プロジェクト名

【採択者の企画提案書を基に作成】

2 事業の目的

本県の目指す「2050年脱炭素社会の実現」に向けては、県内企業等のカーボンニュートラル関連市場における競争力の強化を促進する必要がある。そのためには、カーボンニュートラルに関連した研究開発に速やかに取り組む必要があるが、中小企業等は経営資源に限りがあるため、独力で研究開発に取り組むことは難しい場合が多い。

そこで、本県が有する「神奈川R&Dネットワーク」を活用し、県内に立地する大企業の研究所等と、県内中小企業等との連携によるカーボンニュートラルに資する研究開発プロジェクトを推進する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

4 プロジェクトの概要及び契約終了時における達成目標

【採択者の企画提案書を基に作成】

5 プロジェクトの実施体制及び分担

【採択者の企画提案書を基に作成】

6 計画（スケジュール）

【採択者の企画提案書を基に作成】

7 業務の実施に当たって

- (1) 企画提案書をもとに具体的な実施内容を発注者と調整し、実施計画書（任意様式）を作成すること。
- (2) 受注者は、次の要件を満たすプロジェクトを選定のうえ、研究開発を行うこと。

ア 「2050年脱炭素社会の実現」に資するプロジェクトであること。

イ 概ね3年以内（令和7年度末まで）に実用化（製品、サービス等の社会的利用（顧客への提供等）が開始されること）が見込まれるものであり、委託期間内に、実用化に向けた工程の中で一定の目標（試作機の完成、コ

アとなる要素技術の確立やその特許出願、実証実験の実施など)を設定し、その達成が可能であること。

ウ 令和5年度において、本事業以外に、同一内容で、本県の他の委託や補助を受けていないこと。

- (3) 受注者は、プロジェクトメンバーと、役割分担(幹事法人の定めを含む。)、研究開発の実施、成果の帰属等について定めた契約書を締結すること。
- (4) 県内で研究開発を実施すること。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) プロジェクトを推進するための原材料・副資材の購入、工具・器具・資料等の購入、機械装置等のリース、外注加工等の改良については、実用化に向けて必要となるもののみ計画のうえ、実施すること。また、取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産について、他の財産と区分するために、標示票(任意様式)を貼付して管理すること。
- (7) 特許及び実用新案等の調査・取得、ニーズ・市場・マーケットの調査、展示会・見本市の出展等については、実用化に向けて必要となるもののみ計画のうえ、実施すること。
- (8) 受注者は、実用化後およそ5年間程度の収支見込みを作成し、その成果物を発注者に提出すること。
- (9) 受注者における主たる責任者は、受注者の組織に所属する者であること。また、その他のプロジェクトメンバーも同様の扱いとすること。
- (10) 発注者は、業務の委託契約期間中に必要がある場合は、受注者に対し進捗状況の報告を求めることができること。
- (11) 受注者は、業務の実施に際しては、関係法令を遵守するとともに、進捗管理、運営管理等を適切に行うこと。トラブル等が発生した場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (12) 業務実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者が責任を負い、その費用を負担すること。
- (13) プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の用途を変更する(ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く。)ときは、あらかじめ委託事業変更承認申請書を発注者に提出し、承認を受けること。
- (14) 受注者は、委託事業費をプロジェクトメンバーに適切に分配すること。
- (15) 本プロジェクトと同一の内容で、国や自治体、公的機関等の他の委託や補助などの競争的資金制度等に応募した場合及び採択された場合、速やかに発注者に報告すること。
- (16) 受注者は、本業務の履行に際し、業務の遂行上知り得た業務上の秘密は、

発注者の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならず、この事業の終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、契約書別添「個人情報保護に関する特記事項」に基づき取り扱うこと。また、その他のプロジェクトメンバーも同様な扱いとすること。

(17) 本仕様書に定めがない事項や、内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、発注者の指示に従い事業を進めること。

8 事業実施報告

本委託業務完了後、令和6年3月25日（月）までに、書面（A4縦、カラー、10部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-Rで1枚。ファイルはPDF及びWordファイル形式とすること。）で事業実施報告書（任意様式）を提出すること。

9 報告書提出先

神奈川県産業労働局産業部産業振興課